

月十七日からすでに徴収係に増員をいたしました。

なお将来に渡っての対策として、来年度実施を予定しております。現在検討中でございます。市役所全体の機構の改革、再検討、職員の配置替え、職員の新規採用等とにらみ合わせまして善処したいと思っております。

最後の第三点は税務課関係職員の研修の強化でございます。税務課には最近新規採用の職員が多ございますので、できるだけ早い機会に東京国税局から専門の職員を招へし、地方税法や国税徴収法の関係特に滞納処分の方の具体的、技術的な方法等々の研修を実施した。まして、税務課の職員の徴収勤務能力の向上をはかりたいと思っております。

なおご参考のために、本年度における税金の収入歩合は、現年度調定分で申しあげますと、前年度に比べまして八月末現在では、前年度が五〇・四%でございます。

一たのに対し、本年度は四八%と前年度に比べて二・四%落ち込んでおたのでございます。一か十一月末現在になりましますと、前年度が七〇・二%の収入歩合でございましたのに対し、本年度は六八・七%と一・五%の落ち込み、その差も〇・九%だけ縮めておたのでございます。本年度は固定資産税の納期も四月から五月に繰り下げましたことと、固定資産税の値上がりに加えて、経済情勢が不況の様相を強めてまいりましたこと等、悪条件もございまして、徴収成績の向上につきましては、指摘のございました意思をも体しまして今後あらん限りの努力を傾倒してまいりたいと思っております。時宜を得たご質問本当にありがとうございます。

議長（石川 信義君）次に企画財政課長上野 重勝君。

企画財政課長（上野 重勝君）去る十二日の本会議におきまして、松山議員から昭和四十七年度決算における超過負担の問題で答弁も保留をいたしております。国及び都の支出金

に伴う超過負担額の金額について説明を申しあげます。
超過負担額の国の分におきましては三千七百五万六千円、
それから東京都の分に対しては四千五百六十九万円と
いう金額でございます。また東京都の金額が多くなって
おりますが、この中にはゴミ、し尿処置のいわゆる新興交付
金の中で処理をしておりますものの内不足分が市の負担
となっております。この額三千四百万円が入っておりますので
若干多くなっております。以上でございます。

議長（石川 信義君） 以上で説明は終了します。

十九番（大野 行夫君） ただいまの助役の答弁でございますが、
会議規則として質問を行うことが許されておりますので、本
件につきまして、後日の本会議等であらためて質問をする
ということ、本日のところは再質問はいたしません。

十番（松山 清君） おおまかな数字は出ましたんで、私も
同じように後ほどいろいろな各課別とか項目別についてお聞
きしたいと思っておりますので、今回についてはこれにて終らして

いただきます。

議長（石川 信義君） 次に日程第一議案第百二号福生
市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありま
すので委員長から報告を願います。

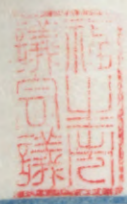
（総務委員長森田 秀雄君登壇）

総務委員長（森田 秀雄君） ご指名がございましたので審
査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

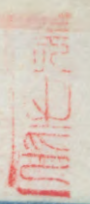
なおこれに引き続きまして、審議の内容につきまして簡
単に補足説明をさせていただきます。

審議の冒頭に担当課長より、本改正案は人事院勸
告に基づき改正するもので、給与から差し引きできるものの内
損害保険を加えること、扶養手当、住居手当の額の改正、



更に平均一六・七四%アップによる給与表についての説明がなされ、質疑の主なものとては、本改正による一般職と三役とのつり合い、また特別報酬の件、あるいは一般職員の研修についての発言があり、これに対し理事者側より、一般職の最高は表からいくと十八万七千四円の本俸となるが諸手当を含めると収入役、教育長と同程度になる。昨年報酬審議会の答申で毎年行ったらどうかという意見もあったが、好ましくないことなので慎重に考えていきたい。職員の研修については、従来から都の研修所において毎月十名の前後研修を受けることになってゐるが、市独自の研修は毎月二回行っており、今後とも積極的に進めようと思つてゐる。このような答弁があり、続いて採決した。まゝとしたところ全員一致で原案可決と決定した。た次第でござります。なにとぞ委員会の決定とおりご可決くださいますようお願い申しあげまして報告といたします。

議長（石川 信義君） 以上で委員長長の審査報告は終了いたしました。



これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑を終ります。

十三番（石川 繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二号については委員会報告とあり決定されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） おけりいたします。ただいま石川

繁治君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） ご異議なしと認めます。よる議案第百二号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決をいたしました。

議長（石川 信義君） 次に日程第二議案第百三号福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（建設委員長大野 行夫君登壇）

建設委員長（大野 行夫君）

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお本議案に対してまいこの提案理由の説明は明細になされておりますので省かしていただきまして、各委員よりの決定までの質疑の内容を簡単に報告させていただきます。まず公園指定のない熊川神社、神明社等の都市公園としてこの市の補助公園とする考え方がどうか、また公園の遊具、設備等が非常に不均衡であるがこの点についてどのように考えているか、今後何か所ぐらい予定地も考えているのか、また市内の公園の配置がアンバランスである非常に片寄った公園が配置されているか、このアンバランスはどのような考え方であるか、また児童遊園地を旧市街地にはほとんどないがその考え方について等の質問が出されてまい、まず神社等については神社庁の許可が必要である。おずかしいことではあるが神社側に条例の内容をよく説明して協力を求めていきたい。また加美平公園等は経費の関係で非常に不備の点が多い。一かーながらこの問題については順次その他とバランスを考えて進めていきたい。今後公園の予定カ所については多摩川原の区画整理内、五日市街道よりとまた中央幹線の排水口の前面あたり、また五日市街道の南側の夕摩川の土手方向に造りたい。また加美平の西部にも設けたい。以上四カ所ぐらいこれから公園として設けていきたい。また児童遊園地については農地の宅地並み課税等の関係も考慮に入れて適当な候補地をさがして買収あるいはまた借地等によってそれを設定に努力していきたい。等の答弁がなされ、また要望事項といた

まゝは今後これを入れますと十六カ所の公園が設定されるが、全市の配置が非常に不均衡になっている。たとえば志茂二、または本町地区等にはこのような公園、または遊園地等もほとんど見当たらない状態であるが、これらについても土地の交換等の方法でなんとかこれを取得してきたい。また公園も非常に活いてゐるがこれらの管理も良く今後市として市の木、市の花等を植えながら管理を十分にやるように、等の最後に要望を出しまして、本条例については原案どおりこれを可決したものでござります。

委員会の可決どおり決定されますようお願いいたします
補足説明といたします。

議長（石川 信義君） 以上で委員長の審査報告は終了した。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑を終ります。

十三番（石川 繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第百三号については、委員会報告どおり決定されんことを望みます。

（賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） おはかりいたします。ただいま石川 繁治

君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することを「異議ございませんか。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 「異議なし」と認めます。よって議案第百三号福生市都市公園条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決をいたしました。

議長（石川 信義君） 次に日程第三議案第百四号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますの

で、委員長から報告を求めます。

(厚生委員長中曾根 実君登壇)

厚生委員長(中曾根 実君) 二指名がございまして、たので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本条例は四十八年度から任意給付の形で行なうこととなつた高額療養費支給制度を、都と歩調を合わせるために改正しようとするために提出され、当委員会に付託されたものであるが、同じ病院や診療所で療養を受けた場合、七割給付であるので十万円とすると三万円以上を高額療養費として世帯主に返還することになるが、同一の月に十万円以上でないといふと該当せず、月末に療養を受けた場合の救済方法はないので、その点は十分P・Rし、そのつど該当者に通知し、申請していただくようにしたいと思ふ。このような説明がなされ、当委員会としては原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

慎重審議のうえ原案どおり可決すべくよろしくお願いいたします。説明を終わります。

議長(石川 信義君) 以上で委員長の審査報告は終りました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) 以上で質疑を終わります。

十三番(石川 繁治君) この際動議を提出いたします。

ただし議題となっておりません。議案第四百四号については、委員会報告どおり決定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) おはかりいたします。ただし石川 繁治君から所定の賛成者を得ず、本案は討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出され

ました。本動議のとおり決することには、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（石川 信義君） 異議なしと認めます。よって議案第百四号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決をいたしました。

議長（石川 信義君） 次に日程第四議案第百八号福生市下水道条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（建設委員長大野 行夫君登壇）

建設委員長（大野 行夫君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお本条例案の提出内容については担当課長より明細な説明がございしますので省略させていただきます。

本条例の審議の内容につきまして簡単に補足説明をさせていただきます。まず本条例を設定し今後大きく残っていく問題の受益者負担金についての考え方、現

在どのようにこの作業が進行しているか等冒頭からの質問に關しまして、受益者負担金を納入する場合借地人、借家人の負担割合、他市の例をあらためて参考として説明してもらいたい。また店舗等の大きな汚れた土間の汚水、また洗車等の汚水の処理についてはどのように考えるか。受益者負担金で農地で家がない場合、また宅地で家のある場合等、使用料は水道の使用量を基準のようであるか。その方法について、また雨水を含む下水の処理、罰則に一万円という記載されているがこの内容について、番地がまたがっている場合の宅地のとり方について、汚水ますは、何軒に一箇とあるか、また今後大きく問題になっております指定工事店はいどのような内容でこれを指定していくのか、等の質問がありまして、まず受益者負担金につきましては八王子の場合は事業費の四分の一、武蔵野の場合は五分の一、三鷹の場合は四分の一、青梅は五分の一、また隣りの羽村においては五分の一等であり、ゆが福生市としてはこれを良く再度研究を重ね、

できるときなら四十九年の六月の定例会にこの議案を提出したい。
受益者負担金の納入につきまゝでは、納入する人の届け出と
たいが関係者間で話し合つてもらうようにしたい。この内容につ
まゝでも双方で原則的なことは記載してあるので、その点も良
く他市との割り合い等も考えながら、また他市の条件等も
良く検討して進めていきたい。使用料は別途条例でこれは定
めていくが、流域下水道の使用開始が昭和五十年の現在では
後半になるような見込みになつてゐるので、その六カ月前頃に
これを決めるのが妥当ではないかと考へてゐる。また家庭の汚水
を入れること、また洗車の営業者については除外施設を設置
してこれを進めていきたい。家はあつても、またなくとも同じ条件で
いきたい。家庭の使用料については水道量を基準としていきたい。
また風呂水等の多量の水の場合には、一定の率を設けて換
算していきたい。この分は他市の例もそのようにしてゐるが幾
分料金的には安く見込んであるようである。また合流式につ
きまゝでは、現在武蔵野の一部がこゝ合流式で進んでゐる。

また四割則の一万円というのは、これは自治省の定めでありこれ
以上取ることはできない。公営ますの一定地一箇を原則として
そのが受益者負担金の届け出のあつた人を単位とする。番
地のまたがっている広い宅地の申請により一カ所は自己負担、
その他は申請のあつた時点で考へていきたい。水道工事店の
指定店については現在の水道事業も行つてゐる工事店を中心
にして考へてゐる。また市内に居住してゐる土木業者等も
これに入るの、約十件位になるのではないかと、建設省からはこの
指定店につきまゝでは他市の業者も入れるということも言われ
てゐるが各市とも問題になつてゐる。たとへば福生だけでこの建設
省どおりにやつてゐても他市が自分の市内の業者を指定し
てゐるのであまり効果がなないと思ふ。この問題につきまゝでは
青梅市においても議員よりもこの問題がふさぐたが、現
在青梅市においては市内の業者だけを対象にしてこれを指定
してゐる。この指定していく場合の独禁法に關係するといふ問題
でございすが、この点につきまゝでは今後研究していきたい。

以上のような質疑、答弁がなされました。本委員会としては、
原案どおり可決した次第でございます。よろしくご審議、可
決されますようお願いいたします。補足説明いたします。

議長（石川 信義君） 以上で委員長の審査報告は終了した。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑を終わります。

十三番（石川 繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第百八号については委
員会報告どおり決定されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） おはかりいたします。ただいま石川 繁治
君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し、委員
会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されました。
本動議のとおり決することに異議ございませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） ご異議なしと認めます。よって議案
第百八号福生市下水道条例は委員会審査報告のとおり
可決をいたしました。

議長（石川 信義君） 次に日程第五議案第百九号福生都市
計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規定を定める
条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますの
で委員長から報告を願います。

（建設委員長大野 行夫君登壇）

建設委員長（大野 行夫君） 審査報告をいたします。
（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお本議案審査にあたりましての審査内容を簡単にこ
報告申し上げます。

まず附則の事業認可の告示の見通うし、審議会議員
の構成、学識経験を含めた数、第一条の目的の中で「再

開発を目的として」とあるがその点についてはどうか、条文中の
 これが上にかかぬのか下にかかっているのかという質疑、また十六
 条で市長の権限とあるがその範囲、二十四条の利子等につ
 つこの質問がなされました。まず駅広の關係で一部計画
 変更となつて国鉄と協議中であり近日中に話し合
 うことになっている。二月中旬都の地方審議会に提出し、三
 月に認可がなされる見込みである、この委員会については十名
 とし、学識経験は二名としたい。区域内の権利者關係を
 調査してその内から八名を選んでいき、大体四分六のよう
 な關係で借地人の方が多くなるような見込みでこの構成を
 したい。また法三条三項の規定で都道府県、市町村が区
 画整理事業をできるということでも再開を目的とするにか
 かっている。市長の権限は従来と同じであり、市長が施行者
 であり、特別強くなつてはいない。審議会委員の意見を聞い
 てこの問題については実施していくことになっている。利息につ
 きましては年六分ということが定められている。

以上のような質疑、応答をいたしまして、本件につきましては
 原案どおり可決した次第でございます。よろしく委員会の
 決定どおり可決されますようお願いいたします。――補足説
 明といたします。

議長（石川 信義君） 以上で委員長の審査報告は終了した。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑は終了します。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。
 討論については会議規則第五十一条の規定にいたがい、最
 初に反対者から発言を願います。反対者十番松山 清君。

（十番松山 清君登壇）

十番（松山 清君） 議案第九号福生都市計画事業
 福生駅東口土地区画整理事業施行規程を定める条例に
 ついて反対討論をいたします。

当条例による施行区域はアパートや借家住いの人達が